

名古屋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の開始の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）によって行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の変更の届出)

第3条 法第34条の8第3項の規定による放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）によって行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第3号様式）によって行わなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく届出の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。